

認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）  
（保護対象営業秘密関係）令和 年 月 日  
開始通知 簡第 号  
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

輸入申告貨物（国際郵便物）に対する税関検査の際、輸入差止申立てに係る貨物に該当し、関税法第69条の11第1項第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料する貨物が発見されましたので、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

## 記

	品 名	数 量
1. 疑義貨物		
2. 輸入者等の氏名又は 名称及び住所		
3. 仕出人(差出人)の氏名 又は名称及び住所		
4. 生産者の氏名若しくは 名称又は住所		
5. 経済産業大臣認定書の記載内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号	
	不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項	
6. 認定手続を執る理由		

- (注) 1. 輸入者等が認定手続開始通知書を受けた日から起算して10日（行政機関の休日は算入しない。）以内に、当該輸入者等から、当該通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る旨の書面の提出（以下「争う旨の申出」という。）がない場合は、輸入差止申立書及びその添付資料等に基づき、貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて認定を行います。
2. 輸入者等から上記期限までに争う旨の申出があった場合は、貨物が輸入してはならない貨物に該当することについて証拠を提出し、意見を述べることができます。この場合、争う旨の申出があった旨及び証拠を提出し意見を述べる期限は、争う旨の申出後速やかに通知します。
3. 後日通知する証拠を提出し意見を述べることのできる期限までは、あなたからの申請により貨物を点検すること及びあなたからの申請により税関が承認した場合は貨物の見本を検査することができます。
4. 上記5. の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合は、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、特許発明・登録実用新案の技術的範囲又は登録意匠・類似意匠の範囲について、特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
5. 上記2. から4. までに記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第69条の12第8項の規定により禁止されています。
6. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

【連絡先】：（税関官署名）  
（住所）  
（電話番号）  
（担当者の官職及び氏名）

（規格 A4）